

熊本県公報

号外 第21号の2
平成17年4月27日(水)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

- 規 則**
- 熊本県行政書士法施行細則の一部を改正する規則……………(市町村総室) 1

規 則

熊本県行政書士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成17年4月27日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第38号

熊本県行政書士法施行細則の一部を改正する規則
熊本県行政書士法施行細則(昭和47年熊本県規則第73号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「第13条の7」を「第13条の17」に改める。
別記第3号様式(裏)中「関係書類」の次に「(これらの作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。)」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

